

栄村の雪対策体制・施策

●道踏み支援事業の概要について

高齢及び障がい・疾病等により、自力での道踏み(道つけ)が困難である世帯について、道踏み支援員を派遣しています。

道踏み支援員は降雪量が15cm以上の場合、玄関から除雪道路までの間の道つけを行います。

[問合せ]

住民福祉課 生活福祉係
電話:0269-87-3114



●雪害対策救助員による除排雪等について

雪害対策救助員は、老人世帯、心身障害者世帯、母子世帯等、自力で除雪が困難な世帯の住居建物の除雪援助及び公共施設や集落内道路等の除排雪等を行います。

[問合せ]

住民福祉課 生活福祉係
電話:0269-87-3114



●道路の除雪について

道路積雪時、一般国道及び県道は北信建設事務所飯山事務所が、村道などそれ以外の道路は栄村が分担して除雪作業を行います。

除雪作業は、村内を水内地区、西部地区、東部地区及び秋山地区の4地区に区分し、降雪量が概ね15cm以上の場合に、実施します。

また、消雪パイプ設置地区については、異常豪雪等により消雪パイプによる道路確保が困難になった場合に実施しています。

[問合せ]

産業建設課 建設係
電話:0269-87-3113



●凍結路対策について

路面が凍結または凍結のおそれがある場合、道路への塩化カルシウム(凍結防止剤)の散布を行っています。

[問合せ]

産業建設課 建設係
電話:0269-87-3113